

**令和5年度(2023年度) 自動車税種別割のグリーン化税制について**

グリーン化税制とは、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車税種別割に盛り込まれた制度です。概要は以下のとおりです。

**1 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。(初回新規登録の翌年度の1年間のみ)**

**令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までに初回新規登録した自動車**

特例対象車				税率	軽減される期間
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 ※1				概ね75%軽減	初回新規登録の翌年度(1年間)のみ軽減
ガソリン車 LPG車	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	営業用の乗用車	概ね75%軽減	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね50%軽減 ※2	
ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	営業用の乗用車	概ね75%軽減	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね50%軽減 ※2	

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

※2 令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までに初回新規登録した自動車対象

**2 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ(重課)されます。**

**令和5年度(2023年度)の自動車税種別割**

特例対象車		特例対象車の初回新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン・LPG車	初回新規登録から <b>13年</b> を経過した自動車	平成22年(2010年)3月31日以前	バス、トラック	概ね10%上乗せ	重課となった年度から抹消登録されるまで
			バス、トラック以外	概ね15%上乗せ	
ディーゼル車	初回新規登録から <b>11年</b> を経過した自動車	平成24年(2012年)3月31日以前	バス、トラック	概ね10%上乗せ	
			バス、トラック以外	概ね15%上乗せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、一般乗用バス、被けん引自動車は重課の対象となりません。

詳細については、熊本県自動車税事務所(TEL096-368-4020)にお問い合わせください。